

# 両立支援行動計画

弁護士法人古家野法律事務所

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、それぞれの能力や持ち味を發揮して、効率よく、協働して仕事に取り組むことのできる雇用環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。(H27.3.16 策定, H27.6.16 修正)

1. 計画期間 平成27年3月16日～平成29年3月15日までの 2年間

## 2. 内容

目標1：所定外労働を削減し、メリハリのある働き方を推進するために、業務効率の向上またはワークライフバランスの推進に資する勉強会または座談会を企画・実施する

### <対策>

- 平成27年 3月～ 現状とニーズの把握
- 平成27年 6月～ 勉強会または座談会の企画・実施（4回以上）

目標2：計画期間内の事務職員の年次有給休暇の取得率（取得日／年間付与日数）を一人当たり50%以上とする

### <対策>

- 平成27年 3月～ 年次有給休暇の取得推奨日を設定する  
当番制度等による互いにカバーしあえる環境の整備
- 平成28年 3月～ 年次有給休暇の計画的付与制度を導入する

目標3：計画期間内に、小学校3年生までの子を持つ事務職員について、時差出勤制度を、3歳以上の子を養育する職員について、法定の基準を超える所定外労働の制限制度をそれぞれ導入する

### <対策>

- 平成27年 3月～ 対象者のヒヤリング等によりニーズを把握する
- 平成28年 4月～ 制度導入・周知

目標4：弁護士のワークライフバランスを推進するため、計画期間内に、テレワークを可能にする職場環境を整備する

### <対策>

- 平成27年 6月～ テレワークのために必要となるシステムの調査・検討
- 平成27年10月～ テレワークに必要なシステムの導入に順次着手する
- 平成28年 4月～ テレワークの実施